

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規則	ページ
●薬事法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○高知県私立学校審議会委員の任命 (私学・大学支援課)	3
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	3
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (福祉指導課)	3
○生活保護法による指定施術機関の廃止の届出 ( )	3
○告示(地方卸売市場開設者の許可)の一部改正 (園芸流通課)	3
○告示(地方卸売市場の卸売業者の許可)の一部改正 ( )	4
○告示(地方卸売市場開設者の許可)の一部改正 (水産振興課)	4
○告示(地方卸売市場の卸売業者の許可)の一部改正 ( )	5
○告示(地方卸売市場の開設の許可)の一部改正 ( )	6
○告示(地方卸売市場の卸売業者の許可)の一部改正 ( )	6
●土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	6
○道路の区域決定 (道路課)	8
○道路の区域変更(10件) ( )	8
○道路の供用開始(3件) ( )	10
公告	
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	11
○換地処分公告 ( )	11
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了 ( )	11
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果(2件)	11
正誤	
○正誤(平20・3・31付け 公営企業局管理規程ほか)	18

## 規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第49号

#### 薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和39年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「各1通」を「各1通とし、第5号の販売従事登録証の返納の場合は、当該販売従事登録証」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 第11条に規定する登録販売者試験の受験の申請に係る書類(申請者の住所地が高知市又は県外である場合に限り。)

(5) 省令第159条の7及び第159条の9から第159条の13までの規定による申請、届出及び返納に係る書類(医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。次項第3号において同じ。))若しくは薬種商販売業の店舗の所在地が高知市である場合に限り。)

第2条第2項中「その申請又は届出に係る業務を行う場所の所在地が高知市以外の市町村である卸売一般販売業及び薬種商販売業に係る」を「次の各号に掲げる」に、「を当該業務を行う場所を所管する」を「(第2号の登録販売者試験の受験の申請に係る書類にあっては、正本1通とし、第3号の販売従事登録証の返納の場合は、当該販売従事登録証)をそれぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 申請又は届出に係る業務を行う場所の所在地が高知市以外の市町村である卸売一般販売業及び薬種商販売業に係る書類 当該業務を行う場所を所管する保健所長

(2) 第11条に規定する登録販売者試験の受験の申請に係る書類 申請者の住所地を所管する保健所長(その住所地が高知市である場合を除く。)

(3) 省令第159条の7及び第159条の9から第159条の13までの規定による申請、届出及び返納に係る書類 医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業の店舗の所在地を所管する保健所長(その所在地が高知市である場合を除く。)

第11条中「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第14条とする。

第10条の次に次の3条を加える。

(登録販売者試験の受験の申請)

**第11条** 省令第159条の5第1項の規定による登録販売者試験(法第36条の4第1項の試験をいう。以下同じ。)の受験の申請をしようとする者は、別記第9号様式による登録販売者試験

受験申請書に次に掲げる書類及び写真(申請前6月以内に撮影した縦5センチメートル、横4.5センチメートルの正面、無帽及び上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものとす。))を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 省令第159条の5第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する者にあつては、同項第1号から第4号までに規定する課程等を修了し、又は卒業したことを証する書類

(2) 省令第159条の5第2項第4号又は第5号に該当する者にあつては、別記第10号様式による実務経験証明書。ただし、申請時においては同項第4号又は第5号に該当せず、当該登録販売者試験の受験の日の前日までに同項第4号又は第5号に該当する見込みである者にあつては、同様式による実務経験見込み証明書

(3) 省令第159条の5第2項第6号に該当する者にあつては、知事が必要があると認める書類

2 前項第2号ただし書の実務経験見込み証明書を提出した者は、当該登録販売者試験の受験の日の前日までに、同号の実務経験証明書を知事に提出しなければならない。  
(登録販売者試験の合格の決定の取消し等)

**第12条** 知事は、不正の手段により登録販売者試験を受験し、又は受験しようとした者に対して、当該登録販売者試験の合格の決定を取り消し、又は当該受験を停止させることができる。  
(委任)

**第13条** 前2条に定めるもののほか、登録販売者試験に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記第9号様式中「(第11条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第8号様式の次に次の2様式を加える。

第9号様式 (第11条関係)

高知県収入証紙  
はり付け箇所

登録販売者試験受験申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 本籍地都道府県名 (国籍)  
住 所  
ふりがな  
氏 名 ㊞  
性 別 男 ・ 女  
生年月日 年 月 日生  
電話番号

薬事法第36条の4第1項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第10号様式 (第11条関係)

実務経験証明書・実務経験見込み証明書

年 月 日

高知県知事 様

薬局開設者名又は医  
薬品の販売業者名 ㊞  
代表者氏名  
(許可番号: )  
電話番号

実務経験について、次のとおりであることを証明します。

氏 名	生年月日 年 月 日生
住 所	郵便番号
薬局、店舗又は配置販売業者の名称	
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域	
業 務 期 間	年 月 ~ 年 月 (年 月間)
業 務 内 容	<input type="checkbox"/> 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の管理及び貯蔵に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の陳列及び広告に関する業務を行っていた。

- 注 1 この証明は、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業に係る許可を受けている者が行うようにしてください。
- 2 「実務経験証明書」又は「実務経験見込み証明書」の不要な方を二重線で消してください。
- 3 「許可番号」欄は、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業に係る許可証に記載されている番号を記入してください。
- 4 「電話番号」欄は、この証明の内容について県から照会があった場合に対応することができる者の電話番号を記入してください。
- 5 「業務期間」欄及び「業務内容」欄は、この証明を受ける者が1月に80時間以上行っていた業務について、その業務に該当する「業務内容」欄の業務の□内に✓を記入し、その業務を行っていた連続した期間を「業務期間」欄に記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第338号

次の者を平成20年5月15日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 氏名 石本 美智 高知工科大学工学部物質・環境システム工学科准教授
役職名 高知中・高等学校長
高知 弘泰 学校法人龍馬学園理事長
佐竹 新市 R K C調理師学校長
三谷 英子 高知学芸中・高等学校長
村岡 高光

高知県告示第339号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、中土佐町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

Table with columns for '変更前' and '変更後', containing details of address changes in Ueno-Kaizawa.

Table listing land parcels (e.g., ラクゴウ, 寺ノ前, コノ) and their adjacent waterways or roads.

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する水路及び道路である町有地の一部を含むものとする。
2 上記地番は、平成19年10月1日現在の登記簿による。

高知県告示第340号

生活保護法(昭和25年法律144号)第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 西森医院 所在 高岡郡佐川町中組49-4 廃止年月日 平成20.3.31
株式会社ファム 南国市久礼田字宝蔵101-13
コファムコ久礼 田薬局

高知県告示第341号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

Table with columns: 施術者氏名, 施術機関の名称, 所在地, 廃止年月日. Entry for 勝賀野 幸彦.

高知県告示第342号

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第22条第3号の規定により地方卸売市場の開設者である法人の名称等の変更について届出があったので、昭和48年3月高知県告示第82号(地方卸売市場開設者の許可)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

別記の表19の項を次のように改める。

Table with columns: No, Name, Address, etc. Entry 19 for 南国青果協同組合.

別記の表21の項を次のように改める。

Table with columns: No, Name, Address, etc. Entry 21 for 須崎中央青果株式会社.

別記の表26の項及び27の項を次のように改める。

26	有限会社 芸西青果市場 代表取締役 吉田 哲久	安芸郡芸西村 和食甲1305番 地1	〃 有限会 社 芸西青 果市場	安芸郡芸西村 和食甲1305番 地1
27	株式会社 赤岡青果市場 〃 水田 幸子	香南市赤岡町 1365	〃 株式會 社 赤岡青 果市場	香南市赤岡町 1365

高知県告示第343号

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第22条第3号の規定により地方卸売市場の卸売業者である法人の名称等の変更について届出があったので、昭和48年3月高知県告示第83号(地方卸売市場の卸売業者の許可)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

別記の表22の項を次のように改める。

22	南国青果 協同組 合 理 事 長 竹内 良平	南国市大 浦 甲 1725番 地 10	〃 南 国青果 協同組 合	南国市大 浦 甲 1725番 地 10	〃
----	---------------------------------------	------------------------------	---------------------------	------------------------------	---

別記の表24の項を次のように改める。

24	須崎中央 青果株 式 会 社 代 表 取 締 役 植 田 保	須崎市池ノ 内1146-1	〃 須 崎中央 青果株 式 会 社	須崎市池ノ 内1146-1	〃
----	--	------------------	----------------------------------	------------------	---

別記の表29の項及び30の項を次のように改める。

	有限会社				
--	------	--	--	--	--

29	芸西青 果市場 代表取 締役 吉田 哲久	安芸郡芸西 村 和 食 甲 1305番 地 1	〃 有 限 会 社 芸西青 果市場	安芸郡芸西 村 和 食 甲 1305番 地 1	〃
30	株式会社 赤岡青 果市場 〃 水田 幸子	香南市赤岡 町1365	〃 株 式 会 社 赤岡青 果市場	香南市赤岡 町1365	〃

高知県告示第344号

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第9条第2項の規定により地方卸売市場の開設者である法人の合併について平成20年3月28日に認可したので、昭和48年3月高知県告示第82号(地方卸売市場開設者の許可)の一部を次のように改正する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

別記の表1の項から14の項までを次のように改める。

1	高知県漁業 協同組合 代表理事 組合長 明神 努	高知市横浜 1814番地1	地方卸売市 場高知県漁 協甲浦魚市 場	安芸郡東洋町 甲浦704番地 10	
2	〃 〃	〃 〃	〃 〃 佐喜浜町 魚市場	室戸市佐喜浜 町1216番地	
3	〃 〃	〃 〃	〃 〃 椎名魚市 場	〃 室戸岬 町1525番地1	
4	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	

	〃	〃	三津魚市 場	1920番地先
5	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 室戸岬魚 市場	〃 〃 6810番地 152
6	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 室戸魚市 場	〃 室津 3370番地1
7	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 手結魚市 場	香南市夜須町 手結7番8号
8	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 浦戸魚市 場	高知市浦戸 183番1
9	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 御豊瀬魚 市場	〃 御豊瀬 482番地
10	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 宇佐魚市 場	土佐市宇佐町 宇佐3162番地
11	須崎釣 〃 笹岡 博	須崎市浜町二 丁目4番8号	〃 須崎魚市 場	須崎市浜町二 丁目121番1

12	窪津 滝沢 満	土佐清水市窪津482番地2	窪津漁業協同組合	土佐清水市窪津482番地2
13	高知県 明神 努	高知市横浜1814番地1	高知県漁協清水魚市場	市場町11番4号
14	すくも湾 浦尻 和伸	宿毛市片島5番71号	すくも湾漁業協同組合地方卸売市場	宿毛市片島5番71号

高知県告示第345号

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第9条第2項の規定により地方卸売市場の卸売業者である法人の合併について平成20年3月28日に認可したので、昭和48年3月高知県告示第83号(地方卸売市場の卸売業者の許可)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

別記の表1の項から17の項までを次のように改める。

1	高知県漁業協同組合 代表理事組合長 明神 努	高知市横浜1814番地1	地方卸売市場高知県漁協甲浦魚市場	安芸郡東洋町甲浦704番地10	水産物部
2	〃	〃	〃	室戸市佐喜浜町1216番地	〃

3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃

9	〃	〃	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃
11	須崎釣 〃	須崎市浜町二丁目4番8号	〃	〃	〃
12	須崎町 〃	〃	〃	〃	〃
13	錦浦 〃	〃	〃	〃	〃

14	須崎魚市場株式会社 代表取締役 城野 武欣	〃 〃 13号 4番			
15	窪津漁業協同組合 代表理事組合長 滝 沢 満	土佐清水市窪津482番地2	〃 窪津漁業協同組合	土佐清水市窪津482番地2	〃
16	高知県 〃 明 神 努	高知市横浜1814番地1	〃 高知県漁協清水魚市場	〃 市場町11番4号	〃
17	すくも湾 〃 浦 和 伸	宿毛市片島5番71号	すくも湾漁業協同組合地方卸売市場	宿毛市片島5番71号	〃

**高知県告示第346号**

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第9条第2項の規定により地方卸売市場の開設者である法人の合併について平成20年3月28日に認可したので、平成元年10月高知県告示第585号(地方卸売市場の開設の許可)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

1の表中

37	高岡漁業協同組合 組合長理事	室戸市室戸岬町3868番地1	地方卸売市場高岡漁業協同組合魚	室戸市室戸岬町3868番地1
----	-------------------	----------------	-----------------	----------------

	折寄求		市場	
--	-----	--	----	--

を

37	高知県漁業協同組合 代表理事組合長 明神 努	高知市横浜1814番地1	地方卸売市場高知県漁協高岡魚市場	室戸市室戸岬町3868番地1
----	------------------------------	--------------	------------------	----------------

に改める。

**高知県告示第347号**

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第9条第2項の規定により地方卸売市場の卸売業者である法人の合併について平成20年3月28日に認可したので、平成元年10月高知県告示第586号(地方卸売市場の卸売業者の許可)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

1の表中

43	高岡漁業協同組合 組合長理事 折寄 求	室戸市室戸岬町3868番地1	地方卸売市場高岡漁業協同組合魚市場	室戸市室戸岬町3868番地1
----	---------------------------	----------------	-------------------	----------------

を

43	高知県漁業協同組合 代表理事組合長 明神 努	高知市横浜1814番地1	地方卸売市場高知県漁協高岡魚市場	室戸市室戸岬町3868番地1
----	------------------------------	--------------	------------------	----------------

に改める。

**高知県告示第348号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
207-89-016	シレイ谷	四万十市具同(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-017	久礼場川	四万十市入田(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-227	寺田谷川	四万十市入田(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-228	寺田川	四万十市入田(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-229	成佛谷	四万十市入田(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-501a	草木藪谷(1)	四万十市具同(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-501b	草木藪谷(2)	四万十市具同(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-502a	小松谷(1)	四万十市具同(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-502b	小松谷(2)	四万十市具同(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-502c	ムクロウジ谷(1)	四万十市具同(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-502d	ムクロウジ谷(2)	四万十市具同(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-503a	西豊後谷(1)	四万十市具同(別紙図面のとおり)	土石流

207-89-503b	西豊後谷(2)	四万十市具同(別紙図面のとお)	土石流
207-89-504a	神田東谷(1)	四万十市具同(別紙図面のとお)	土石流
207-89-504b	神田東谷(2)	四万十市具同(別紙図面のとお)	土石流
207-89-505	大谷	四万十市具同(別紙図面のとお)	土石流
207-89-506	城谷	四万十市具同(別紙図面のとお)	土石流
207-89-508	日ヶ谷	四万十市具同(別紙図面のとお)	土石流
207-89-509	ヲコド谷	四万十市入田(別紙図面のとお)	土石流
207-89-510	久礼場川(2)	四万十市入田(別紙図面のとお)	土石流
IV-207012	百笑(2)	四万十市中村及び中村百笑町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207010	不破上(2)	四万十市右山元町一丁目、不破及び不破上町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207011	右山(7)	四万十市右山元町一丁目、中村及び中村大橋通六丁目(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207001	古津賀(6)	四万十市古津賀(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207002	薫の口(2)	四万十市佐岡(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207003	八宗田(7)	四万十市安並(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

IV-207004	八宗田(8)	四万十市安並(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207005	八宗田(9)	四万十市安並(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207006	八宗田(10)	四万十市安並(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207007	福井谷(2)	四万十市安並(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207008	秋田(2)	四万十市秋田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207009	宮田口(2)	四万十市麻生及び藤(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3667	久礼場(1)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3668	寺田上	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3669	寺田東(1)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3670	寺田(1)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3671	尾崎(1)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3672	田黒(1)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3673	高野山	四万十市赤松町、具同及び具同田黒三丁目(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3674	具同中組	四万十市赤松町及び具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

I-3675	具同中組(西)	四万十市赤松町及び具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3676	中山	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3677	中山団地	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3678	浜田谷(1)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3679	丑ヶ谷	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3680	貴船谷	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3681	秀崎	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3682	馬渡	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3683	中ノ畝	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3684	具同馬越	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7669	三本松(1)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7670	上浅尾(1)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7671	久礼場(2)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7672	寺田(2)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7673	寺田(3)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

II-7674	池田	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7675	池田西	四万十市入田及び具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7676	田 黒 (2)	四万十市具同及び具同田黒一丁目(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7677	宗福寺	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7678	中山西	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7679	赤松谷	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7680	城 谷 (1)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7681	具同工業団地 (1)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7682	相 沢 (1)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-7683	山伏谷	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-339	久礼場 (3)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-340	久礼場 (4)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-341	三本松 (2)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207037	三本松 (3)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

IV-207038	上浅尾 (2)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207039	久礼場 (5)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207040	寺 田 (4)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207041	寺田東 (2)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207042	寺 田 (5)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207043	尾 崎 (2)	四万十市入田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207044	浜田谷 (2)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207045	城 谷 (2)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207046	具同工業団地 (2)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207047	具同工業団地 (3)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207048	具同工業団地 (4)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207049	相 沢 (2)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207050	相 沢 (3)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-207051	相 沢 (4)	四万十市具同(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第349号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村大方自転車道
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市不破字才測422番1地先から 四万十市不破字杉谷350番地先まで	10.5 / 18.0	265

**高知県告示第350号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山高川字瀬戸859番1から 高知市土佐山高川字瀬戸2217番1まで	前	11.0 / 25.8	64
	後	15.5 / 29.8	64

**高知県告示第351号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檜原町川井 7056番1	前	18.0	40
		22.0	
	後	18.0	40
		52.4	

**高知県告示第352号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村亀ノ川 字仲山1049番1から 幡多郡三原村下切字 イノ本710番1まで	前	3.7	1,842
		25.7	
幡多郡三原村亀ノ川 字仲山1049番1から 幡多郡三原村下切字 イノ本710番1まで	A	3.7	1,828
		25.7	
幡多郡三原村亀ノ川	後		

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
字仲山1049番1から 幡多郡三原村亀ノ川 字仲山1052番14地先 まで	B	7.8	327
		24.5	

**高知県告示第353号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市手洗川字北 平尾3113番から 四万十市手洗川字ト イロ3304番地先まで	前	8.0	380
		20.0	
	後	8.0	380
		21.0	

**高知県告示第354号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町上川口 字カチ屋敷1023番1 地先から	前	3.6	453
		13.7	

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町上川口 字上天地ヤシキ35番 1まで	後	6.7	453
		31.0	

**高知県告示第355号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町魚ノ 川字揚盧木敷142番 1から 高岡郡四万十町魚ノ 川字川久保202番2 地先まで	前	4.5	426
		8.8	
	後	8.0	426
		15.0	

**高知県告示第356号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市竹屋敷字轟 山1031番2	前	3.6	52
		8.8	
	後	19.5	

四万十市蕨岡字大湖山乙4292番1	後	21.0	52
	前	3.0 5.6	116
四万十市古尾字ゴビヨウ1502番3から四万十市古尾字ゴビヨウ267番2まで	後	6.1 15.1	116
	前	3.2 7.5	313
四万十市古尾字ゴビヨウ267番2まで	後	3.2 20.0	313

**高知県告示第357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市古尾字ヤクラクチ1465番9から四万十市古尾字ヤクラクチ1466番1まで	前	3.3 5.5	123
	後	3.8 15.5	123

**高知県告示第358号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市住次郎字上杓子1371番1	前	7.5 13.5	55
	後	17.5 23.5	55

**高知県告示第359号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
高知市葛島四丁目12番地先から高知市高須大谷1255番2地先まで	前	A	12.0 31.5	250
		B	5.1 10.0	250
高知市葛島四丁目13番地先から高知市高須大谷1252番10まで	前	5.1 10.0	250	
高知市葛島四丁目12番地先から高知市高須大谷1255番2地先まで	前	A	12.0 31.5	250
		B	5.1 10.0	250

高知市葛島四丁目13番地先から高知市高須大谷1252番10まで	後	B	31.5 5.1 10.0	250
		C	6.7 13.0	105
高知市高須新町三丁目901番地先から高知市高須大谷1238番1地先まで	後	C	6.7 13.0	105

**高知県告示第360号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町魚ノ川字揚盧木藪142番1から高岡郡四万十町魚ノ川字川久保202番2地先まで	426	平成20年5月23日

**高知県告示第361号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

四万十市古尾字ヤクラクチ 1465番9から 四万十市古尾字ヤクラクチ 1466番1まで	123	平成20年5月23 日
--	-----	----------------

高知県告示第362号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市住次郎字上杓子 1371番1	55	平成20年5月23 日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業(七里地区経営体育成基盤整備事業(区画整理))の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年5月23日から同年6月20日まで
- 3 縦覧場所  
四万十町役場
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定

により、県営経営体育成基盤整備事業に係る上ノ加江地区(山内換地区)の換地処分を平成20年5月1日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
須崎都市計画臨港地区(須崎港臨港地区)
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分  
須崎市港町、大間西町及び潮田町の一部  
須崎市多ノ郷字城ヶ浦及び字船着の一部  
削除する部分  
須崎市潮田町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び須崎市役所
- 4 縦覧期間  
平成20年5月23日から同年6月6日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年2月21日 19高東土第1692号	香南市野市町西野字 ルノ丸1534番2ほか	高知市梅ノ辻1番 1号 有限会社みつわ住 宅 代表取締役 松本 祐一

監 査 公 表

監査公表第8号

平成20年5月23日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

19高行管第449号  
平成20年3月31日

監査委員 様

高知県知事

平成19年度行政監査結果に対する措置について(通知)

平成20年2月20日付け19高監報第16号で報告のありました、県営住宅の家賃未収金に関する徴収体制及び徴収状況についての平成19年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

(監査結果)

1 未収金徴収の取組み

(1) 滞納初期の対応

滞納対策の要である滞納初期の対応については、十分整理されているとは言えない。

一点目は、新滞納対策要領で定める督促状の送付時期である。同要領では送付を年4回に定めており、送付月の前々月の滞納データを基に滞納1箇月以上の者に送付するとしている。これによると、4月から滞納が始まった者は3月末の滞納データを基に送付する5月時点では対象とはならず、8月に初めて督促を受けることになる。この結果、3箇月滞納の督促を受けた時点では、実質4箇月の滞納家賃と当該8月分の家賃の合計5箇月分の家賃を支払わなければならない。

二点目は、入居時に担保としている連帯保証人が形骸化していることである。新滞納対策要領では、滞納6箇月以上又は滞納額が8万円以上にならないと連帯保証人に対して支払請求がなされないことになっている。

督促状の速やかな送付、連帯保証人対応などについて要領を見直し、滞納額が少額である滞納初期の時点で重点をおいて徴収対策に取り組むべきである。

(措置の内容)

滞納初期への対応としては、年4回の督促状の送付に加えて、滞納1箇月の段階から収納員が個別に訪問し、滞納の解消

に努めています。なお、5月以外の年3回の督促状は、送付月の前月の滞納データを基に送付しています。

一般に、滞納者は家賃滞納している事実を連帯保証人に知られたくないことが多いと考えられますので、滞納初期の段階から、連帯保証人に連絡することを予告し、効果的に滞納の解消を行っていききたいと考えています。

(監査結果)

## (2) 収納員

高知市及びその周辺の県営住宅団地では、収納員の収納業務と公社の管理代行制度の中で行う収納業務が重複しており、結果としてダブルコストとなっているのではないかと危惧される。

このような状況を見直し、実効性のある徴収体制を早急に構築すべきであり、そのためには、今年度中に委託方法の検証に取りかかるべきである。

また、他県でも行われているような債権回収業者への委託についても検討する余地はある。

(措置の内容)

滞納対策を強化するため、平成19年度から収納員を1名増員していますが、2名の収納員の活動範囲に重複が見られることから、より効果的な徴収体制に見直していききたいと考えています。

債権回収業者への委託は、他公共団体の状況や活用による効果を検証した上で、検討していききたいと考えています。

(監査結果)

## 2 過年度未収金に対する取組み

### (1) 管理台帳

過年度未収金を含め、継続して滞納対策に取り組んでいくためには、滞納状況や対応過程が把握可能な個人ごとの管理台帳のシステム化が不可欠である。よって、早急にシステム化に取り組むべきである。

(措置の内容)

退去滞納者のデータもシステム化されており、入金状況は即座に把握できます。

退去後に更新された情報はシステムに入力できない仕様となっていますが、別途表計算ソフト等で整理しているため、特段問題はないと考えています。

なお、督促の時期や滞納者への対応過程は現在のところ電子化していないため、表計算ソフト等で一覧できるように整理することとしたいと考えています。

(監査結果)

### (2) 訴訟提起

悪質な滞納者に対しては訴訟も辞さないという姿勢を示し、実際に要領に基づく措置を講じることが滞納の抑制に大きな効果があると考えられるので、今後においても毅然とし

た姿勢で臨むべきである。

また、この際、連帯保証人に対しても訴訟提起の対象とするかどうかについて再検討する必要があると考える。

(措置の内容)

悪質な滞納者に対しては、今後も毅然とした姿勢で臨み、勝訴判決を得た者については、強制執行等を含めた様々な取り組みにより、滞納を解消していききたいと考えています。

連帯保証人については、現段階では訴訟提起の対象としていませんが、滞納者に対してあらゆる手段を講じてもお滞納が解消されない場合には、連帯保証人に対して訴訟提起していく必要があると考えています。

(監査結果)

### (3) 強制執行

強制執行には困難が伴うものと思われるが、何らの手立ても講じないまま放置することは許されないものとする。家賃が県営住宅の改築や修繕及び管理等の財源となっていることを合わせ考えれば、訴訟提起と一体として執行すべきである。

(措置の内容)

平成19年3月に滞納対策要領を定め、明文化されていなかった強制執行の措置方針を規定しました。悪質な滞納者に対しては、本措置方針に従い、順次強制執行を行っていききたいと考えています。

(監査結果)

## 3 不納欠損処理について

退去滞納者の追跡調査を基に管理台帳システムを整備し、それに基づいてそれぞれの状況を精査していくことが必要である。その結果、将来にわたって明らかに徴収不能と考えられる未収金については、家賃以外の民法上の債権との整合性も考慮した上で、自治法第96条第1項の議決による不納欠損処理を検討していくべきではないかと考える。

(措置の内容)

現住所が分からない退去滞納者については、配達証明付きの郵便や戸籍調査などにより、その特定に取り組み、転居先が判明した者については、支払請求を行っていききたいと考えています。

将来にわたって明らかに徴収不能と考えられる未収金がある場合には、家賃以外の民法上の債権や財産規則との整合性も考慮しつつ、不納欠損処理も検討していく必要があると考えています。

(監査結果)

## 4 管理代行業務委託の効果について

既分譲事業等の終了後に公社を廃止するという方向が示されており、廃止された場合には指定管理者制度に移行せざるを得ないと考えられるので、その事態に備えて今から県営住宅の管

理体制及び滞納対策について課題を再整理し、将来にわたって実効性のある方策を早急に検討すべきである。言うまでもなく、この場合においては、指定管理者となるものが未収金の収納業務を行うにふさわしいものかどうかの精査が必要である。

ただ、公営住宅の管理及び家賃徴収の公正、かつ、適正な執行を確保するという観点からすれば、指定管理者制度によるよりも管理代行制度による委託の方がよりふさわしいと考えられる。

こうしたことからすれば、県下一円を視野に入れた市町村営住宅を含む一元的な公営住宅管理の可能性を見据え、公社を存続させて管理代行させることを検討する余地もあるのではないかと考えられる。

(措置の内容)

住宅供給公社は、住宅の不足が著しい地域で住宅・宅地を供給するという当初の役割を既に終えていることから、平成22年度末に廃止する方針が示されています。

公社廃止後の県営住宅の管理については、民間のノウハウを活用できる指定管理者制度に移行することを考えていますが、受け手となる賃貸事業者がいるかどうかなど、十分な時間的余裕を持って検討していく必要があると考えています。

また、指定管理者制度に移行した際に、滞納対策についてどのような役割分担とするかも併せて検討していく必要があると考えています。

## 監査公表第9号

平成20年5月23日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

19高行管第447号  
平成20年3月28日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)  
平成20年2月22日付け19高監報第15号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び嚴重注意とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおりに通知します。

記

## 1 特別指摘及び嚴重注意とされた機関

高知女子大学

### (1) 特別指摘とされた事項

#### ア 事実認定

平成19年度のB型肝炎検査及び予防接種並びにC型肝炎

炎検査実施に関する委託契約において、年間見込額が186万円であるにもかかわらず、施行伺及び予定価格調書も作成せず、また、単価見積書を徴することもなく、委託先から金額(単価)を聞き取ったのみで、委託契約を締結していた。

#### イ 特別指摘事項

これらの事務処理は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)等の契約事務の在り方を全く理解していない極めて不適正な契約事務である。

今後は、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

#### ウ 措置状況

今後、委託契約を行う場合は、高知県会計事務処理要領に基づき適正な事務処理に努めるとともに、来年度B型肝炎検査等の委託契約時には、施行伺の作成、予定価格調書の作成及び単価見積書の徴取等に十分注意のうえ、高知県契約規則に則り、適正な事務処理を行います。

### (2) 厳重注意とされた事項

#### ア 事実認定

長期継続契約(契約期間5年)によるコピー機の複写サービス契約において、支出予定金額が100万円を超え、競争入札を行うべきところを競争見積りにより随意契約としていた。

#### イ 厳重注意事項

上記については、支出見込額が100万円を超えることから競争入札により契約すべきものであり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び高知県契約規則第31条の規定に反しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### ウ 措置状況

長期継続契約を行う場合は、高知県会計事務処理要領に基づき適正な事務処理に努めるとともに、次回の複写サービス契約では、契約年数での総支出見込額が100万円を超えるものは競争入札を行い、地方自治法施行令及び高知県契約規則に反しないよう十分注意のうえ、事務処理を行います。

### 2 厳重注意とされた機関

#### 高知短期大学

#### (1) 事実認定

長期継続契約(契約期間5年)によるコピー機の複写サービス契約で、支出予定金額が100万円を超え、競争入札を行うべきところを競争見積りにより随意契約としてい

た。

#### (2) 厳重注意事項

上記については、支出見込額が100万円を超えることから競争入札により契約すべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び高知県契約規則第31条の規定に反しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 措置状況

長期継続契約を行う場合は、高知県会計事務処理要領に基づき適正な事務処理に努めるとともに、次回の複写サービス契約では、契約年数での総支出見込額が100万円を超えるものは競争入札を行い、地方自治法施行令及び高知県契約規則に反しないよう十分注意のうえ、事務処理を行います。

#### 中央東県税事務所

#### (1) 事実認定

平成18年度産業廃棄物処理委託契約(収集・運搬及び処分)で、平成19年4月2日に運搬及び処分が履行されていたにもかかわらず、事務所からの搬出日である平成19年3月27日付けで検査をし、平成18年度予算で支払っていた。

#### (2) 厳重注意事項

上記は、高知県契約規則第52条の規定による「検査職員の一般的職務」を怠り、契約書に基づく適正な履行が確保されない不適正な事務処理である。また、それにより、地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条及び地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に反する事務処理になっている。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 措置状況

現庁舎は敷地も狭く、廃棄物を大量に長期保管することは困難と考え、1週間単位での定期的収集搬出を行うことが必要と判断し実施してきましたが、この方式では、年度末最後の1～2回は、処分自体が年度を越える可能性があること等を理解できておらず、産業廃棄物処理委託に関する基本的事項の理解に欠ける点があったと受け止め、反省しています。

このため、平成19年度は、収集、運搬及び処分とも年度内に処理できるよう取り組みます。

また、平成20年度においては、委託契約を単価契約とするとともに、所内廃棄物の減量を図り、廃棄物収集・処理の頻度を減らすことなどによって、検査の的確で適正な実施や、契約内容の適正な履行の確保など、事務処理の適正化に取り組みます。

#### 安芸林業事務所

#### (1) 事実認定

ア 平成18年度の単価契約に基づき、1リットル123円のガソリン代を、1リットル127円で請求され、そのまま支払っていた。そのため、84円の過払いとなっていた。

イ 旅費精算に必要な領収書の保管について、所属において5年間保管すべき領収書の原本を個人保管にしていたため、人事異動の際に破棄されていた。

ウ 平成18年度唐浜環境に配慮した松林保全対策事業(樹幹注入)委託契約において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず指名競争入札を行わず、3森林組合の競争見積りにより随意契約をしていた。

#### (2) 厳重注意事項

上記アは、高知県会計規則第48条第1項に定めた取扱いを逸脱する不適正な処理である。また、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為である。

上記イは、高知県新旅費システム事務処理要領(平成18年4月1日付け業務改革推進室)第6 証拠書類に規定する保存年限に違反する不適正な事務処理である。

上記ウは、予定価格が100万円を超えることから競争入札により契約すべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び高知県契約規則第31条の規定に反しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 措置状況

ア ガソリン代の支払に当たっては、ブロック別の単価を確認したうえで、支払額の計算を行うこととし、適正な処理を行います。また、管理監督者は慎重なチェックを行い、会計規則の規定に反しないよう適正な事務処理を行います。

なお、過払いの84円は既に返還されている。

イ 旅行者が、領収書の原本を旅費事務センターへファックス送信した後、速やかに事務所の所定の場所に保管するよう徹底し、証拠書類の適正な保管に努めます。また、総務担当者もチェックを行うようにします。

ウ 委託契約については、地方自治法施行令及び高知県契約規則の規定に反しないよう、適正な事務処理を行うこととします。

なお、指摘後は、予定価格が100万円を超える委託契約については、指名競争入札により実施しています。

#### 幡多林業事務所

#### (1) 事実認定

平成18年度高知県地域林業総合支援事業費補助金におい

て、間接補助事業者から提出された実績報告書に添付されていた見積書は、移動式製材機が消費税込みで1,500,000円、林内作業車が消費税込みで1,474,200円、合計2,974,200円であったにもかかわらず、補助金検査調書兼確定書では、補助対象経費を3,000,000円とし、補助金を1,500,000円に確定していた。

見積書の合計と補助対象経費とが不一致であることを指摘すると、事前監査期間中に間接補助事業者から平成18年6月12日付けの移動式製材機の見積書が再度提出された。この見積書では、当初見積書の消費税込みは誤りだったとして、消費税を加算した1,575,000円とした上で、金額に根拠の認められない49,200円の値引きをし、見積金額は1,525,800円となっていた。

しかも、この見積金額は、再度提出された見積書の日付から2箇月以上経過した平成18年8月18日に行われた見積り合わせの結果、確定した林内作業車の金額(1,474,200円)を補助対象経費である3,000,000円から差し引いた金額と一致しているという極めて不自然な値引きである。

## (2) 嚴重注意事項

上記については、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第12条に規定する実績報告書の審査が不十分なまま、補助金を支出していた不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

## (3) 措置状況

監査報告で指摘の実績報告書に添付されていた移動式製材機1,500,000円(税込)の見積書は、実施計画段階に提出されたのですが、本来、消費税抜き金額であるものを見積相手方が誤記したものであることが判明し、同日付けの消費税込の見積書が再提出されていました。このことは、当該事務所から事業主管課へFAXで送付された見積書1,575,000円(税込)のコピーの存在からも判断できます。

今回の事例は、補助金の過払いとはなっていませんが、補助事業者との間の調整不足や申請、実績報告に際しての書類審査が十分でなかったこと、また破棄すべき見積書を混在させるなど内部の事務処理が不適切であったことにより生じたものです。

今後は、関係職員に対して補助金関係の規則、要綱及び要領をよく理解し遵守するよう指導を徹底するとともに、事務所内での書類の点検の強化と併せて、補助事業者及び事業主体への事務処理の指導と事務所及び補助事業者の検査を強化して適正な事務処理に努めます。

安芸土木事務所

## (1) 事実認定

ア 四国電力高知支店の河川敷占用料について、徴収漏れになっていた平成16年度から平成18年度までの3年分13,980円を平成19年4月19日に調定していた。

イ 「平成17年度社会資本の整備に関する東部ブロック懇話会」住民メンバーへの報償費及び旅費を、平成18年10月にメンバーから未払いであるとの指摘があるまで支払っていなかった。その結果、支払が平成18年12月8日になっていた。

## (2) 嚴重注意事項

上記アは、高知県河川流水占用料等徴収条例(平成11年高知県条例第51号)第2条の規定により納付されるべき占用料の徴収を怠る不適正な事務処理である。

上記イは、地方自治法第208条及び同法施行令第143条の規定に反するものであり、会計事務の信頼性を著しく損なう不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

## (3) 措置状況

ア 平成15年度の新規河川占用申請分について、占用台帳を元に作成する占用許可一覧表への記載を失念したために、許可期間が3年間であった平成16年度の更新時に四国電力からの申請漏れに気づかず、徴収漏れとなっていたものが平成19年度に判明し、遡って3箇年分の占用料を徴収したものです。

平成17年度からは、前年度当初から一年間の変更内容がわかる「占用物件総括表」を四国電力高知支店から更新時に提出してもらい、年間許可の増減を確認する方法に変更して、適正な事務処理に努めています。

イ 事務所内の連絡が不十分なために生じたものであり、今後は、事務所内の意思疎通を図るとともに、会計年度の独立原則の重要性を再認識し、適正な会計事務処理に努めます。

中央西土木事務所

## (1) 事実認定

平成18年度萩谷川浸水対策特別緊急工事(床上第1-813号)コンクリートブロック積工の工事費積算において、土木工事積算基準書で示されている施工規模による加算率を誤ったため、工事費412,650円が過大に積算されていた。

## (2) 嚴重注意事項

工事費の積算は、土木工事積算基準書(平成18年6月30日付け建設管理課長通知)に基づき行われていたが、市場単価への加算率の適用基準に示されている加算率の適用及び積算内容に対する審査が十分でなかったことによる不適

正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

## (3) 措置状況

所属職員に対し、土木工事積算基準書の内容の理解と遵守を再度徹底するとともに、今後は再発防止のため、副監督員等複数による設計書の二重チェックを行うなどして、より一層の審査体制の強化を図ることとしました。

なお、過大積算額については、請負業者に内容を十分に説明し理解を得たうえで、県への戻入措置を行いました。

幡多土木事務所

## (1) 事実認定

ア 道路占用料

(ア) 平成16年度から平成18年度までの道路占用許可に伴う占用料が未請求であると占用許可を受けている者から連絡があり、当該3年分8,260円を平成19年4月に収入調定していた。

(イ) 過去5年間の占用許可書をもとに占用台帳を作成し、チェックした結果、平成18年度分の占用料36,840円が調定漏れであることが判明し、平成19年4月に収入調定していた。

イ 平成18年度県道柏島二ツ石線地方道路交付金工事(道交第4112-2号)において、予定価格調書に決裁権者の決裁がされていない。

## (2) 嚴重注意事項

上記アは、高知県道路占用料徴収条例(昭和44年高知県条例第3号)第3条の規定に反し、納付されるべき占用料の徴収を怠る極めて不適正な事務処理である。

上記イは、所属長直近下位の技術職の者が作成し、自ら所属長の決裁を受けるものとするとしてされている「建設工事契約事務処理要領について(平成10年12月21日付け副知事通達)」に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

## (3) 措置状況

ア 道路占用料

道路占用台帳の不備に伴う調定漏れでしたので、平成19年度において、幡多土木事務所管内の3土木事務所の道路占用台帳を整備しました。これにより、今後は道路占用料の調定漏れのないよう適正に事務処理を進めていきます。

イ 平成18年度県道柏島二ツ石線地方道路交付金工事(道交第4112-2号)において、予定価格は技術次長が作成しましたが不注意により決裁が抜かっていたので、今後はこのようなことのないよう充分注意します。

なお、この工事は公募型指名競争入札ですが、入札公募の公告文中に予定価格の記載があり、公告文は所長決裁後公告しています。

19高教政第1679号  
平成20年3月31日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査の結果に対する措置状況について(通知)

平成20年2月22日付け19高監報第15号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

1 特別指摘とされた機関

安芸桜ヶ丘高等学校

(1) 事実認定

職員が自己研修の予定で、平成18年12月9日に実施されるインターネットサーバ構築スキルアップ講座の参加を申し込み、受講料5,400円を同年10月26日に前納していた。その後、学校長が公務として同年12月8日に資金前渡で本人に支払っていた。

(2) 特別指摘事項

上記は、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第57条第1項及び第58条第2項並びに旧高知県会計事務処理要領(平成4年3月10日付け副出納長通知)第4章第1節第4の1-1(2)に規定する資金前渡職員の責務及び取扱いを逸脱する極めて不適正な事務処理である。

今後は、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

なお、立替払をした受講料は、公費での支出は認められないので、全額返還をさせるべきである。

(3) 原因又は理由

平成18年11月7日、校務分掌上必要であるため職員を公開講座へ公務で参加させることを決定するとともに受講料を支出するための事務処理を行った。経費支出向を決裁し、前渡資金請求書の作成は事務側で行い、本人が押印のうえ支出処理を行ったが、受講料について本人に確認することがなかった。講座終了後、受講料の精算を行う過程で領収日が10月26日になっていたため、本人に事情聴取したところ、当初自己研修の予定で参加申し込みをしていたので受講料を前納していた事実及び立替払の是非についての知識がなかったことを確認した。立替払をした受講料は、公費での支出は認められないことを最重要視し、全額戻入精算させるべきところを、誤認識のため、公務出張にかかる費用は公費で支出しなければならぬと捉え、精算を完

了してしまった。

(4) 今後の対応

平成20年2月26日に全額返還の手続きを行い、平成20年2月27日に全額返還させました。

事前監査で指摘を受けた後、資金前渡職員の責務及び取扱いについて、再度確認・認識をするとともに、参加費の有無にかかわらず、学校長に事前承認なしで申し込んだ研修会等へは、公務としての旅行命令を行わないこととしました。

翌職員朝礼では、教職員に対し、立替払の件を含め、学校長の承認を受ける前に参加申し込みをすることがないように、また、学校長に事前承認なしで申し込んだ研修会等へは、公務としての旅行命令を行わないことを周知しています。

今回の指摘を厳粛に受けとめ、今後は高知県会計規則並びに高知県会計規則事務処理要領の規定を遵守した適正な事務処理を行います。

なお、今年度末の職員会で、再度周知徹底する予定をしています。

幡多農業高等学校

(1) 事実認定

生産物委託販売代金は、納付書により業者から県に納めていたとの説明であったが、実際には、委託販売業者が学校長名の普通預金口座へ入金し、当校の職員がこの口座から引き出し、県へ納付書で納めていた。

当該口座の入出金状況を確認した結果、平成13年度及び平成14年度は、口座への入金額と県への納付額が一致していなかった。

(2) 特別指摘事項

上記については、高知県会計規則に定める公金の収納方法を逸脱しているものである。

また、長年、その口座の存在を監査委員等検査執行機関に明らかにしていないこと及びその入出金額が一致していないことは、極めて不適正な事務処理である。

今後は、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

(3) 原因又は理由

平成15年度から生産物委託販売代金の取扱いを見直し、過去の問題点を是正しましたが、委託販売業者が口座へ入金し職員が納付書で県へ納める方法は、当時主管課に協議してもらったにもかかわらず、運用を正しく理解しないまま継続していました。

その後においても、会計上管理監督の立場にあるべき職員が交代するたびに、この件についての引継が正しくできていなかったことに加え、後任の者が日常業務としての取

納方法を検証することなく、前例踏襲で年月を費やしてきたことによるものです。

(4) 今後の対応

会計管理局会計企画課と協議し、委託販売業者と交渉した結果、平成19年10月生産分から業者が納付書で県に納める方法に切り替え、当該普通預金口座は平成19年11月21日をもって解約しました。

業者からの入金額と県への納付額の不一致については、平成19年11月に業者が返還請求権を放棄する書面を提出したことで、時効による消滅で、処理を済ませております。

12月に入って校内3科農協会を開き、全員に今回の指摘状況を説明して、生産担当者、販売実習担当者に対して会計事務処理の理解の徹底を図るとともに、事務担当者も交えて、改善後の事務処理方法についての確認を徹底しました。

今後は、高知県会計規則等の関係法令を遵守するとともに、適正な事務処理の重要性を再確認し、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いに努めます。

2 嚴重注意とされた機関

嶺北高等学校

(1) 事実認定

ア 平成18年度産業廃棄物処理委託契約(収集・運搬及び処分)で、平成19年6月19日に処分が履行されていたにもかかわらず、収集・運搬業務終了日である平成19年3月24日付けで検認をし、平成18年度予算で支払っていた。

イ 平成18年度の水道使用料の支払で、プールの使用は、9月上旬で終了していたにもかかわらず、担当教員から本山町への使用中止の連絡が遅れたため、10月分団体用基本料金1,960円を支払っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、高知県契約規則第52条の規定による「検査職員の一般的職務」を怠り、契約書に基づく適正な履行が確保されない不適正な事務処理である。また、それにより、地方自治法第208条及び地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する事務処理になっている。

上記イは、速やかに連絡が行われていれば支払う必要のない経費であり、不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由及び今後の対応

上記アは、産業廃棄物処理については、中間処理をマニフェストにより確認してから検認となること、収集運搬処理確認日より検認済とし支払をしていた。このこと

により不適正な支払年度となった。

産業廃棄物処理委託の検認行為が不適切であったために生じたものであり、今後は適切な契約・検認を行う。契約書の仕様書に中間処理のマニフェストの提出日の確認事項を示し、所属年度区分が適正執行されるように事務処理を行う。

上記イは、担当教員が代わり、使用停止後に本山町へ連絡をするということの引継ができていなかったため、使用料が発生した。

使用停止の連絡不十分につき生じたものであり、必ず連絡を速やかにするようにする。平成19年度は、プールの使用がなくなった時点ですぐに連絡を行った。

高知農業高等学校

(1) 事実認定

平成19年度A重油の単価契約の3者による指名競争入札において、次のような一連の不適正な事務処理が行われていた。

ア 指名した3者のうち2者は、県の競争入札参加資格者登録名簿に登録されていなかった。

イ 物品購入の入札を、前年度の平成19年3月30日に新年度分として執行していた。

ウ 指名通知のときに「指名競争入札参加者の心得」を通知した形跡がないため、通常、代理入札であるならば委任状が必要であるにもかかわらず、確認しないまま入札をさせていた。

エ 入札書及び予定価格調書は入札用の様式を使うべきところを、見積用の様式で執行していた。

(2) 嚴重注意事項

上記ア及びウは高知県契約規則第29条第1項及び第3項の規定に反する不適正な事務処理であり、イの事務処理は年度開始前の物品購入の入札は認められていない、エは消費税の導入に伴う支出原因となる契約事務の取扱いについて(平成元年3月16日付け総務部長通達)の規定に反するものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

本校においては、重油等燃料については平成16年度まで一括指名競争入札により業者決定のうえ契約をしておりましたが、当年度の監査により、単価の異なるガソリン、軽油など複数の単価契約において、競争見積りに付すべきであるとの指摘を受け、平成17年度より単品ごとの単価による競争見積りにより複数単価契約と改めましたが、それにもかかわらず、再び平成18年度の監査においての指摘事項として、A重油の契約について、競争入札を行うべきであ

るとの指摘を受け、指名競争入札といたしました。

その際、指名業者を選定するに当たり、当地域において重油を配達してくれる業者を電話等により調査したところ、農協(競争入札参加資格者名簿に登録されていない)と1ガソリンスタンドしかなく、今まで数年にわたり入札及び競争見積りに参加し、また様々な物品を購入してきた農協が、県の競争入札参加資格がないとは思ってもよらず、確認を怠っておりました。

また、本校は、重油によるビニールハウスの加温を常時行っており、事務担当者の異動も控えていたこともあり、納入を急ぐあまり、3月中に手続きを行っていました。

指名競争入札参加者の心得通知及び委任状も、全くの送付ミスによるものです。

入札書・予定価格調書の様式の間違いについては、弁解のしようありません。

(4) 今後の対応

指摘されたことに対して、競争入札を行うに当たり、業者の選定を、競争入札参加資格者名簿で確認のうえ、近隣の地区まで広げ、また、条例・規則・通達等の法令を勉強し、もっとより慎重かつ適正な事務処理をするよう努めます。

高知工業高等学校

(1) 事実認定

契約金額が100万円を超える平成19年度外国語指導助手配置業務委託で、予定価格調書を作成していなかった。

(2) 嚴重注意事項

高知県契約規則第31条の3及び高知県契約規則の施行について(昭和55年2月19日付け副知事通知)第4の1の3で、予定価格調書の作成を省略できる範囲は、100万円を超えない金額と定められており、この規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

予定価格調書について、高知県契約規則第31条の但し書き「ただし、契約担当者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。」を適用し省略をした。

この予定価格を省略できると判断した理由は、会計事務の手引に、予定価格調書の作成を省略できる場合の例示として、「特別の事由により、特定の価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約」とあり、これに該当すると考えたためである。

当該業務については、本課から外国語指導助手配置業務委託について説明があった際に、本県に外国語指導助手を

配置できる業者が他になく、また教育に係る人の配置であるということで、業務を十分に遂行できる業者はこの一社しかないということであったため、このように判断したものである。

しかしながら監査の際に、省略の理由とする「法令に基づいて価格が定められているものその他特別の事由により、特定の価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約にはあたらぬ」ので、予定価格調書の作成は必要であるとの指摘を受けました。

(4) 今後の対応

平成20年3月4日、担当者及び全日制、定時制の事務職員を集め、再びこのようなことが発生しないよう、今後は高知県契約規則を遵守(契約事務参考資料、必要書類一覧表等利用しながら)し適正な事務処理を行うよう指導を行った。

また、必要書類の省略に際しては、独自に判断することなく、会計管理局の契約担当者にも協議のうえ、適切な事務処理に努めることとした。

中村高等学校

(1) 事実認定

西土佐分校分の平成19年度生徒及び教職員の健康診断及び教職員の定期健康診断(生活習慣病健診一般検診)を委託するに当たって、見積書の徴取及び経費支出何の作成を怠ったまま、受託者に業務を行わせていた。

(2) 嚴重注意事項

上記については、高知県会計規則等の関係法令の規定に反しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

当該2件については、例年どおり年度当初に委託契約事務処理を完了したものと思い違いをしたまま、再認識をすることもなく、受託者に業務を行わせてしまいました。

(4) 今後の対応

この度の不適正な事務処理を深く反省します。今後は、分校における年間何一覧表を作成する等、自己点検能力の向上を図り、思い込みを排除し確認を怠らないよう注意します。

また、本校においても事務長・出納員のみならず、全事務職員が機会あるごとに上記年間何一覧表を始めとする関係書類を閲覧し助言・確認できる体制を取り、関係法令の規定を遵守し適正な事務処理を行うよう努めます。

会計発第42号  
平成20年3月17日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査に基づく措置について(通知)

平成20年2月22日付け19高監報第15号で報告のありました定期監査の結果について「嚴重注意」として指摘された下記2所属につきましては、次のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

高知警察署

(1) 事実認定

平成19年度庁舎清掃業務委託の入札において、委任者の押印のない委任状を受領し、入札を実施していた。入札の結果、この業者を落札者と決定し、契約を締結した。

(2) 嚴重注意事項

上記については、入札において委任状が提出された際に、入札担当者及び立会人が委任者の押印を確認すべきところ、これを見落とし、入札参加資格がないものに入札させたものであり、高知県契約規則第21条第7号及び指名競争入札要領第7条第2項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

関係職員が入札時に基本的な確認事項を怠ったうえ、その後の決裁過程においてもチェックが不十分であったことに起因するものであり、今後はこのような不適正な事務処理を繰り返さないよう指導するとともに、十分なチェック体制を執るよう努めさせます。

いの警察署

(1) 事実認定

平成19年度の燃料購入の複数単価契約において、軽油は、予定価格を超える金額で契約を締結していた。

(2) 嚴重注意事項

複数単価契約では、<sup>すべて</sup>全ての単価が予定価格を下回ることが必要である。予定価格を超える金額での契約は、契約に当たり予定価格を定める趣旨に反し、契約事務手続の信頼性を損なう不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

関係職員の契約事務に対する基本的事項の理解不足から予定価格を超える金額で契約締結する過ちを犯したものであり、今後このような不適正な事務処理を繰り返さないよう、機会あるごとに事務指導を実施させるなど、適正な会計事務処理に努めさせます。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・3・31	号外8	◎公 営企 業局 管理 規程	4	左 (12)	第6条第1項第1号中「次項第1号において同じ。）の」を「同号において同じ。）の」に改め、同項第5号中	第6条第1項第5号中
			6	右 (1)	<u>別表第1</u> （第4条、第7条、第10条関係）	<u>別表第1</u> （第4条、第10条関係）
			10	右 (12～20)	<u>電気事業及び工業用水道事業（高知県公営企業の設置等に関する条例第1条第1項第1号及び第2号に掲げる電気事業及び工業用水道事業をいう。以下同じ。）に係るものについては、総務課長に合議する。</u>	<u>電気事業及び工業用水道事業に係るものについては、総務課長に合議する。</u>
				右 (30～38)	<u>電気事業及び工業用水道事</u>	<u>電気事業及び工業用水道事</u>

		業に係るものについては、 <u>電気工水課長に合議する。</u>	業に係るものについては、 <u>電気工水課長に合議する。</u>
10 ・ 11	右 (50~55) 左 (1~3)	電気事業及び工業用水道事業に係るものについては、 <u>総務課長に合議する。</u>	電気事業及び工業用水道事業に係るものについては、 <u>総務課長に合議する。</u>
11	左 (9~17)	電気事業及び工業用水道事業に係るものについては、 <u>電気工水課長に合議する。</u>	電気事業及び工業用水道事業に係るものについては、 <u>電気工水課長に合議する。</u>
	左 (31~39)	電気事業及び工業用水道事業に係るものについては、 <u>総務課長に合議する。</u>	電気事業及び工業用水道事業に係るものについては、 <u>総務課長に合議する。</u>
	右 (14~22)	電気事業及び工業用水道事	電気事業及び工業用水道事

		業に係る ものにつ いては、 総務課長 に合議す る。	業に係る ものにつ いては、総 務課長に 合議す る。
	右 (32~40)	電気事業 及び工業 用水道事 業に係る ものにつ いては、 電気工水 課長に合 議する。	電気事業 及び工業 用水道事 業に係る ものにつ いては、電 気工水課 長に合議 する。
12	左 (2~10)	電気事業 及び工業 用水道事 業に係る ものにつ いては、 総務課長 に合議す る。	電気事業 及び工業 用水道事 業に係る ものにつ いては、総 務課長に 合議す る。
	左 (15~23)	電気事業 及び工業 用水道事 業に係る ものにつ いては、 電気工水 課長に合 議する。	電気事業 及び工業 用水道事 業に係る ものにつ いては、電 気工水課 長に合議 する。
	左 (36~44)	電気事業 及び工業 用水道事	電気事業 及び工業 用水道事

				業に係る ものにつ いては、 総務課長 に合議す る。	業に係る ものにつ いては、総 務課長に 合議す る。
			右 (41)	1,000万円	1,000万円
		15	左 (1)	別表第2(第5条、第7条関係)	別表第2(第5条関係)
		16	左 (1)	別表第3(第5条、第7条関係)	別表第3(第5条関係)
		17	右 (16)	第7条第7号中「 <u>道路交通法第2条第9号の</u> 」を「 <u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する</u> 」に改める。 別表第1を次のように改める。	別表第1を次のように改める。
号外9	◎公営企業局管理規程	6	左 (24)	改め、「(昭和22年法律第50号)」を削り	改め
			左 (26)	第16条中「その附近」を「その付近」に、	第16条中
			左 (29・30)	第15条中「その附近」を「その付近」に、「及び事業所の長の指揮を受け」を「又は事業所若しくは病院の長の指揮を受け、」に改め	第15条中「及び事業所の長の指揮を受け」を「又は事業所の長若しくは院長の指揮を受け、」に改め
		7	左 (5)	高知県公営企業局	公営企業局
			中 (3)	地方公務員等共済組合法	地方公務員共済組合法
			中 (26)	第8条第2項の表の7の項中「局」を「高知県公営企業局」に改め、同表の9の項中	第8条第2項の表の9の項中
		8	右 (2)	負傷 引き続き	負傷引き続き

9	左 (9~11)	に、「要介護者」を「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「要介護者と」を「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」とに改め	と、「要介護者」を「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改め
	左 (21)	第4条の7の前の見出しを削り、同条第2項中	第4条の7第2項中
	左 (30・31)	改める	改め、同条を第20条とする
	左 (34・35)	第4条の7を第20条とし、同条の前に見出しとして「(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)」を付する。 第4条の6第1項中「局長」を「公営企業局長」に改め、同条を第19条とする。	第4条の6第1項中「局長」を「公営企業局長」に改め、同条を第19条とする。
	左 (45・46)	に、「要介護者」を「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「要介護者と」を「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」とに改め	と、「要介護者」を「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改め
	中 (6)	第4条の3の前の見出しを削り、同条第1項中「次条」を「次条第2項」に改め、同条第2項中	第4条の3第2項中
	中 (7・8)	改める	改め、同条を第16条とする
	中 (11~13)	第4条の3を第16条とし、同条の前に見出しとして「(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)」を付する。 第4条の2第1項中「企業局長(以下「局長」という。)」を「公営企業局長」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の8条を加える。	第4条の2第1項中「企業局長(以下「局長」という。)」を「公営企業局長」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の8条を加える。
	右 (22)	3	2
右 (25)	4	3	
10	左 (1)	第48条第1項及び第50条において	第48条第1項において
	左 (44)	以下	第3項において

			右 (13)	同条第2項中	第11条第2項中
		11	左 (7)	「電気事業	「公営企業局長は、第1項の規定により、電気事業
			左 (12)	に、「終業時間は」を「終業の時刻は、」に改め、同項の表中「始業」を「始業時刻」に、「終業」を「終業時刻」に改め	に改め
			左 (19)	病院事業	公営企業局長は、第1項の規定により、病院事業
			左 (23)	終業の時刻	終業時間
			右 (16)	<small>のうほう</small> 膿疱性乾癬	<small>せん</small> 膿疱性乾癬
			右 (29)	(Budd-Chiari)	(Budd-Chiari)
		13	中 (7)	に改め、同条第4項中	に、同条第4項中
			右 (18)	「高知県公営企業局長（第3項において「公営企業局長」という。）」	「公営企業局長」
			右 (35)	附則の次に別記様式として次の3様式を加える。	附則の次に次の3様式を加える。
号外10	◎公営企業局管理規程	1	右 (44)	改め、同条第5項中「除くほか」を「除き」に改め	改め
		2	左 (18・19)	本局の次長（病院事業に従事する者に限る。）	本局の次長（病院事業に従事する者に限る。）
			左 (23・24)	本局の課長（病院事業に従事する者に限る。）	本局の課長（病院事業に従事する者に限る。）
			中 (21)	削り、「に掲げる表により」を「の表の左欄に掲げる交替勤務1回当たりの深夜における勤務時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の」に改め	削り

	右 (3)	次の表の左欄に	次に
	右 (4・5)	応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の夜間看護等手当を支給する	応じ夜間看護等手当を支給し、当該支給する額は当該各号に定める額とする
	右 (27)	前2項に	第1項又は前項に
3	左 (18・19)	同条例	職員の給与に関する条例
	右 (35)	に、「あてる」を「充てる」に改め	に改め
	右 (45)	第5条第1項中「。以下「法」という。」を削る。 第7条第4号中「(第4号様式の1)」を「(第4号様式)」に改める。	第5条第1項中「。以下「法」という。」を削る。
4	左 (3)	に改め、同条第2項中「その管理する」を「、その管理する」に改める	に改める
	左 (4)	第15条中「別表1」を「別表第1」に改める。 第22条第2項中「別記第20号様式の2」を「第20号様式の2」に改め、同項ただし書中「引き続き」を「に引き続き」に改め、同条第4項中「払込を」を「払込みを」に改める。 第26条第1項中「(第4号様式の1)」を「(第4号様式)」に改める。 第31条第1項第5号中「(以下「所」という。)」を削る。 第31条の2第1項中「以下」を「次項において」に、「別記第30号様式」を「第30号様式」に改める。 第34条中「(第31号様式の1及び第31号様式の2)」を「(第30号様式・第31号様式)」に改める。	第31条第1項第5号中「(以下「所」という。)」を削る。
	左 (5)	に改め、同条第2項中「あてる」を「充てる」に改める	に改める
	左 (11)	第85条中「5月20日」を「5月31日」に改める。 別表第1中「第15条」を「第15条、第40条」に改める。 別表第2中「第4号様式の1」を「第4号様式」に、「第31号様式の1」を「第31号様式」に改める。	第85条中「5月20日」を「5月31日」に改める。

	左 (12)	第1号様式中	別記第1号様式中
	左 (17)	第1号様式の2中	別記第1号様式の2中
	左 (21)	に、「財務規程」を「高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程」に改める	に改める
	左 (22)	第2号様式から第4号様式の1まで	別記第2号様式から別記第4号様式の1まで
	中 (1)	改め、同様式を第4号様式とする	改める
	中 (2)	第4号様式の2及び第4号様式の3中	別記第4号様式の2及び別記第4号様式の3中
	中 (27)	第4号様式の4から第5号様式まで	別記第4号様式の4から別記第5号様式まで
	右 (8)	第9号様式及び第10号様式中	別記第9号様式及び別記第10号様式中
	右 (10)	第18号様式中	別記第18号様式中
	右 (39)	第19号様式中	別記第19号様式中
5	左 (19)	第20号様式中	別記第20号様式中
	左 (42)	第20号様式の2中	別記第20号様式の2中
	中 (22)	第21号様式中	別記第21号様式中
	中 (27)	第22号様式中	別記第22号様式中
	中	第24号様式中「第28条の2」を「第28条の3」に、	別記第24号様式中

	(32)						
	中 (37)	第25号様式中	別記第25号様式中				
	中 (42)	第26号様式の	別記第26号様式の				
6	左 (11)	第27号様式中	別記第27号様式中				
	左 (16)	第28号様式中「お振込下さい」を「お振り込みください」に、	別記第28号様式中				
	左 (21)	第28号様式の2中	別記第28号様式の2中				
	左 (26)	第29号様式中	別記第29号様式中				
	左 (31)	第30号様式及び第31号様式の1中	別記第30号様式及び別記第31号様式の1中				
	中 (18)	改め、同様式を第31号様式とする	改める				
	中 (19)	第31号様式の2中	別記第31号様式の2中				
	中 (26~31)	<p>「<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">課長補佐</td> <td style="padding: 2px;">チーフ</td> </tr> </table>」</p> <p>に、</p> <p>「<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">係</td> </tr> </table>」</p> <p>を</p>	課長補佐	チーフ	係	<p>「<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">課長補佐</td> <td style="padding: 2px;">チーフ</td> </tr> </table>」</p> <p>に、-----</p>	課長補佐
課長補佐	チーフ						
係							
課長補佐	チーフ						

				「 <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">係</div> 」 に、	
			中 (36)	第32号様式中	別記第32号様式中
			右 (12)	第33号様式中	別記第33号様式中
			右 (31)	第34号様式中「第67条」を「第67条」に、	別記第34号様式中
		7	左 (9)	第35号様式中	別記第35号様式中
			左 (26)	第38号様式及び第39号様式中	別記第38号様式及び別記第39号様式中
			左 (31)	第40号様式中	別記第40号様式中
			左 (36)	第42号様式及び第43号様式中	別記第42号様式及び別記第43号様式中
号外11	◎公 営企 業局 管理 規程	1	中 (17・18)	(2) 工事又は製造を除く請負の契約を締結しようとする場合 契約担当者が別に定める範囲	(2) 工事又は製造を除く請負の契約を締結しようとする場合 契約担当者が別に定める範囲
		2	左 (16)	契約及び一定期間継続して購入又は修繕をする	契約並びに一定期間継続して購入し、及び修繕する
			左 (18)	に改め、同項ただし書中	に、
			左 (22)	第36条第2項中「(昭和27年法律第184号)第5条」を「第5 条第1項」に改め、同条第4項中	第36条第4項中
		6	右 (5)	第1条中「第6条」を「第7条」に改める。 別記第1号様式中	別記第1号様式中
号外12	◎公	6	右	(高知県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年高知県条例第	(高知県公営企業の設置等に関する条例(高知県公営企業の設置

	営企業局 管理 規程	(11・12)	48号)	等に関する条例(昭和41年高知県条例第48号)	
号外13	◎公 営企 業局 管理 規程	3	左 (17)	補助簿とは	補助簿は
			右 (28)	同項の	前項の
		5	左 (19)	経費のほか	経費を除くほか
			左 (39)	経費のほか	経費を除くほか
			左 (45)	完済しているもの	完済していたもの
		6	左 (36)	又は	及び
			左 (38)	、前号	前号
			左 (41)	前各号に掲げるもののほか、	その他
			右 (13・14)	及び一定期間継続して購入又は修繕をする	並びに一定期間継続して購入及び修繕する
			右 (17)	物品を除き	物品を除くほか
			右 (21)	及び記念式又は	又は記念式若しくは
			右 (22)	宣伝用又は贈呈用物品等で、	宣伝用、贈呈用物品等で
		7	左 (12)	又は	及び

	左 (16)	前各号に掲げるもののほか、	その他
	右 (23)	以外のもの	を除くもの
	右 (40・41)	(3) 使用面積が1平方メートルに満たないものについては、これを切り上げて計算するものとする。	(3) 使用面積が1平方メートルに満たないものについては、これを切り上げて計算するものとする。
8	左 (16)	第89条の	前条の
	右 (21)	別表第2に	別表第2の
	右 (28)	繰越し	繰越
	右 (29)	見込みが	見込が
9	左 (9)	締切り	締切
	左 (10)	締切り	締切
	左 (12)	締切り	締切
	左 (44)	前3条の	第116条から前条までの
12	右 (20・21)	剰余金(又は当年度末処理欠損金)	剰余金(又は当年度末処理欠損金)
	右 (22~27)	繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益(又は当年度純損失)	繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益(又は当年度純損失)

		13	左	病院事業費用に属する項、目及び節は、この表	病院事業収益に属する項、目及び節は、この表
		21	左	返納(消 耗払い) 年月日	返納(消 耗払)年 月日
		25	左	第19号様式(第12条、第33条関係) (その1)  _____年度	第19号様式(第12条、第33条関係) _____ 年度
		37	右	(その2)  _____年度	_____ 年度
		54	右	撤去又は取壊し に要した費用	撤去、取壊しに 要した費用
		58	左 (13・14)	別表第3(第3条関係) _____技能職給料表級別職務分類表	別表第3(第3条関係) _____技能職級別職務分類表
号外14	◎公 営企 業局 訓令	1	中 (36)	「所属長等」	「所属長」
			右 (26)	第3条第2項中「所属長」を「所属長等」に、	第3条第2項中
		2	中 (42)	「第2条、第3条、」	「第2条、第3条」
		3	右 (13~18)	令達先を次のように改める。 本 局 各事業所 各 病 院	令達先中 「各事業所」 を 「各事業所 各 病 院」 に改める。
			右 (38)	第5条第1項中「所長」を「所長若しくは院長」に改め、同条第2項中	第5条第2項中
		4	左 (14)	第16条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、 同条第3項中	第16条第3項中

			左 (25)	<u>「にあつては</u>	<u>「あつては</u>
			左 (29)	<u>「にあつては</u>	<u>「あつては</u>
			左 (30・31)	<u>即時にこれを</u>	<u>即時これを</u>
		6	右 (11)	<u>「高知県公営企業局組織規程」</u>	<u>「高知県高知県企業局組織規程」</u>
			右 (13)	<u>第4条中</u>	<u>第4条第1項中</u>